

## 100歳 おめでとうございます

次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気で過ごしてください。



和田 ユリ さん  
(野殿)



稲場 節子 さん  
(安中)



須藤 元夫 さん  
(磯部)



白石 タキエ さん  
(大谷)

日 日程  
 時 時間  
 期 期間  
 場 会場・場所  
 対 対象・資格  
 内 内容  
 定 定員  
 料 料金・費用  
 持 持参物  
 他 その他

## 国民年金からのお知らせ

### 特別支給の老齢厚生年金受給者は 65歳で届け出が必要です

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳から新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることになります。

手続きに必要なはがき様式の書類(「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」)が、65歳になる誕生月の中旬ごろ(1日生まれの人は前月の中旬)に日本年金機構から届くので、必要事項を記入し誕生月の末日(1日生まれの人は前月末日)までに日本年金機構に提出してください。

手続きが完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書は発行されません。これまでの証書を引き続き保管してください。詳しくは、年金請求書に同封のリーフレットをご確認ください。

### 付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるため、第1号被保険者(自営業者など)や65歳までの任意加入被

保険者は、希望により定額保険料に加え月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加え付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

「付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数」

国民年金基金加入者や免除制度の利用者は、付加保険料を納めることができません。付加保険料の納付を希望する人は、困国保年金課か国住民福祉課にご相談ください。

### 国民年金保険料を前納できます —口座振替がお得です—

国民年金保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることで保険料が割引になる前納制度があります。口座振替で保険料を前納すると、現金での前納よりもさらに割引になります。

口座振替での前納を希望する人は、金融機関、高崎年金事務所、困国保年金課、国住民福祉課にご相談ください。手続きの際は、預貯金通帳、預貯金通帳届出印、基

礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金保険料納付書など)をお持ちください。

現金で前納をする人は「国民年金保険料納付案内書」付帯の下期納付書(令和8年10月～令和9年3月分)を使用し、11月2日(月)までに納めてください。

保険料を前納した期間中、就職して厚生年金に加入するなどの理由で国民年金保険料を納める必要がなくなった場合、それ以降の保険料は還付されます。

クレジットカードによる前納も可能です。希望する人は、高崎年金事務所、困国保年金課、国住民福祉課にご相談ください。また、インターネットなどでも納付できます。詳しくは、高崎年金事務所にお問い合わせください。

高崎年金事務所  
 (☎027-322-4299)  
 困国保年金課医療年金係  
 (☎内線1116)  
 国住民福祉課税務保険係  
 (☎内線2160)



日本年金機構HP